

平成 30 年 11 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成30年11月9日 午前9時30分
閉 会 平成30年11月9日 午前11時45分

2 出席委員等

橋本 教育長 平塚 委員 上原 委員
安藤 委員 千 委員 小畑 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小橋 教育次長	前川 教育監
西村 管理部長	細野 指導部長
立久井 指導部理事	大路 総務企画課長
村山 教職員人事課長	栗山 学校教育課長
安田 特別支援教育課長	片山 社会教育課長
小笹 保健体育課担当課長	下村 総務企画課副課長
片又 総務企画課副課長	貴島 総務企画課総括指導主事
岡 総務企画課副主査	

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 10月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 教員の資質能力向上プランの最終案について

【村山教職員人事課長の報告】

- 教員の資質能力向上プランの中間案について、11月5日月曜日までパブリックコメントを実施したところ、28名の方から概ね今日的な教育課題を踏まえた内容であるという前向きなご意見をいただいた。
- このパブリックコメント、教育委員会、検討会議での意見を踏まえて最終案として取りまとめた。
- 修正点については新旧対照表のとおり。
- ポイントのみ挙げると、15ページでは、「新規施策の目標」という項目を、「施策推進の基本的考え方」とし、広い意味でこのプラン全体を進めていく上での基本的なベースになる考え方を記載した。
- また、「3 組織運営上の課題への対応」に、近年講師が増加していることから講師を加えた。
- 更に、子育てが女性教員だけのものというような印象を受けるという意見をいただいたので、項目名を「子育てや女性教員のキャリア形成への支援」から、「子育てとキャリア形成の両立への支援」に改めた。
- 17ページでは、近年、学校の管理職が低年齢化してきているため、そうした若手の管理職員に対しても、アドバイスできるアドバイザーの方が良いのではないかという意見をいただいたので、「(2) エリアマネージャー(アドバイザー)の配置・充実」の項目の中に、学校管理職を入れた。
- それから、一旦退職した後の再任用教員だけでなく、退職前の熟練期の教員も含めた方が良いのではということで、「(3) 再任用教員の資質能力の維持向上に向けた取組」の項目を、再任用を含む熟練期教員と改めた。
- また、講師が増えていることから、「(4) 講師の資質向上に向けた取組」の項目を追加した。
- 最後に、8ページにプラン全体を網羅する形のイメージ図と、9ページに教員の資質能力の向上に関する指標とプランとの関係を表した表を新たに挿入した。
- 今後、微調整や修正を加えながら、12月の議会報告を経て、プランとしてまとめていきたい。

【質疑応答】

- 小畑委員
教員の教育の基本的なカリキュラムのようなものか。
- 村山教職員人事課長
教員の資質能力の向上を図るためのベースとなる考え方を表した、指標を今年新たに作り、それを具体的に進めていくための施策を挙げているのがこのプランである。
- 小畑委員
教員への研修等は年間何時間くらいを目標としているのか。
- 村山教職員人事課長
具体的な時間数をお示しすることは難しいが、新規採用教員だと毎週木曜日に総合教育センターで1日研修を受けるとか、校内で指導教員から講義形式で授業の空き時間を利用して研修を受けるなどしている。一般の教員も授業の空き時間を利用したり、総合教育センターで1日かけて研修したりしている。
- 小畑委員
働き方の改革の観点からも研修のバランスは大事だと思うので、カリキュラムを質的に充実させるだけでなく、量的にも時間的な目標値があったほうがよいのではないか。
- 村山教職員人事課長
従来は研修を受けるには総合教育センターに行かなければならなかったが、ウェブ上でオンライン研修ができるようにするなどの負担軽減も考えている。

イ 社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画の最終案について

【栗山学校教育課長の報告】

- 社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画の中間案について、パブリックコメントを実施したところ、約160件程の意見をいただき、概ね内容に書いてあることについてしっかり進めてほしいといった趣旨の意見を多数いただいた。
- このパブリックコメント、教育委員会、検討会議での意見を踏まえ、最終案として取りまとめた。今後プランを踏まえて何をしていくのかを中心に説明する。
- 「不登校の未然防止」、「休みがちな児童生徒への対応」、「不登校児童生徒への対応」、「ひきこもりへの対応」と四つの柱でまとめている。
- 「(1)不登校の未然防止」については、様々な不登校の要因があるが、若手の教職員が増えていることも要因になっているのではないかという意見や、不登校になった子どもの対応等についてしっかり学ぶ必要があるだろうといった意見等から、教職員向けハンドブック等をしっかり作成しようと議論があった。
- 「(3)不登校児童生徒への対応」について、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の、外部の専門家のさらなる配置の拡充、あるいは育成等についての議論があった。
- 学校以外の機関との連携というところで、学校に行けない子どもたちに対して、個別に通えるような場所を作り、学習支援などを行う教育支援センターが、現在16市町において設置されている。市町によっては、通ってくる子どもへの支援だけではなく、通えない子どもに対して訪問の支援を行ったり、ノウハウを蓄積して学校に対する支援を行ったりであるとか、不登校支援の拠点として

かなり充実してきているものがある。

- こうした教育支援センターの不登校支援の拠点としての重要性を踏まえて、市町での格差がある状況のため、府として支援していく必要があるのではないかと議論がかなり高まってきた。
- 具体的な支援としては、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、子どもの居場所サポーターなどの配置や、ICTを活用した学習支援など様々な支援を府として行っていけないかという議論が非常に多くあった。
- ひきこもりへの対応については、今回、府民生活部の青少年課と一緒にこのプランを検討した。
- 府民生活部に早期支援特別班という引きこもり対応の部隊があるが、早期支援特別班に対する認知が進んでいないので、連携を深め、例えば、関係者による定期的な情報連携の機会を作り、さらには福祉・医療といった関係機関との連携強化、ネットワークを形成して一体となり対応できる場を作っていく必要がある。
- 中学校卒業後も途絶えることなく安定した支援を受けられる仕組みを構築するために、早期支援特別班が学校でのケース会議に参加するなど、中学校の在籍時から、卒業後も支援が必要となる可能性が高いと考えられる生徒の状況を把握し、卒業後も一定期間当該生徒の状況を把握しつつ実際に支援が必要となった場合には迅速に対応できるようにしていく必要がある。
- 教育関係者や福祉関係者との関係構築、中学校卒業の状況把握のために、早期支援特別班のネットワーク形成やコーディネートに関わる機能をさらに拡充する必要があることから、今後早期支援班の体制も強化していく必要がある。
- 最後に工程表に主に京都府が取り組む施策を列挙している。
- こうしたことを一体的かつ総合的に行い、不登校児童生徒支援について総合的な対策を進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

- 上原委員
心の居場所サポーターはどのような事をするのか。また、どのような人がなるのか。
- 栗山学校教育課長
心の居場所サポーターは、学校までは行けるが教室に入れず別室で過ごす子どもたちの話し相手や学習支援をしており、主に心理系を専攻している大学院生が行っている。
需要が非常に高いので学校への配置をさらに増やすとともに、教育支援センターでは全く配置できていないため、拡充していきたい。
北部ではそのような大学院生が少ないため、市町と相談しながら、配置できるように進めていく必要がある。
- 上原委員
若い学生の方が生徒にとっては話しやすく親しみやすいと思ったので良いことだと思う。心の居場所サポーターに対して報酬は支払われるのか。
- 栗山学校教育課長
高額ではないが報酬は支給している。
- 安藤委員
小学校ではあまりスクールカウンセラーの配置が進んでないが、今後、スク

ールカウンセラーの配置をどのくらい考えているのか。

○ 栗山学校教育課長

スクールカウンセラーの配置状況は、中高はすでに100%配置ができているが、小学校については現在37校17.9%の配置状況であり、配置できていない学校には、年4回ほど派遣をしている。小学校に配置拡充ができるように、特に重点的にニーズが高いところから予算要求していきたいと考えており、教育支援センターにも配置できるように別途要求していきたい。あわせて、京都府に良いスクールカウンセラーが来てもらえるよう人材の確保についても意識していきたい。

○ 上原委員

養成している大学に対してはどのような働きかけをしているのか。

○ 栗山教育課長

スクールカウンセラーについては、基本的には京都府の臨床心理士会と調整しており、直接大学とは供給等についての議論ができていない。今後、公認心理士という臨床心理士会に属さない方が増えてくると思うので、大学と連携をとって議論をしていく必要があると考えている。

心の居場所サポーターについては、いくつかの大学にはぜひ来てくださというお願いをしている。これもなるべく広げて協力を仰いでいきたい。

○ 上原委員

できるだけ良い人材が京都府に来るように、大学に働きかけていただきたい。

○ 千委員

心の居場所サポーターは高校には配置していないのか。

○ 栗山学校教育課長

小中のみ配置している。高校への配置についてはニーズを聞いて検討したい。

○ 小畑委員

府の部局を越えての連携や市町との連携など、総合的にまとめて補完しあい、相乗効果を生み出して、問題解決をしていくという事はとても大事な事である。ただ、工程表に支援という言葉が記載されているが、連携やネットワークという概念と支援という概念は違う。連携は対等な立場で目的意識を持ってやることだと思っているので、支援という言葉ではなく、連携とかネットワークという言葉を用いた方がいいのではないか。

○ 栗山学校教育課長

引きこもりの状態に陥っている本人への支援を連携して充実させていくという趣旨で記載している。今後の説明にあたっては、誤解のないように説明していきたい。

○ 橋本教育長

特に引きこもりは、連携を意識してネットワーク化を具体的に構築したいと思っているが、それぞれの主体が同じ気持ちで動き出さないと効果がないので、仕組みを作り、実際に動けるようにしていきたい。

ウ 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

【細野指導部長の報告】

○ 平成29年度、国公立の小・中・高校を合わせた暴力行為発生件数で、京都府では前年度と比較して65件増加した。特に対教師暴力が70件増加し、暴力行

為の千人当たりの件数も、全国平均と比べて約1.7倍となっている。全国順位は前年度と同じで下から数えて第5位であった。

- 公立学校に視点を当てて説明すると、全体では1,977件で、前年度より13件増加している。校種別では、小学校のみ前年度より増加しており、特に対教師暴力が69件と大きく増加している。
- 平成19年度以降の暴力行為の発生件数について、中学校・高校は減少傾向が続いているが、小学校は年々増加をしており、平成18年度に暴力行為の基準が変更となつてからの統計数値は、最も高くなっている。
- いじめの認知件数は、京都府の国公立全体では24,824件で、前年度より、1,951件減少しており、全校種で減少している。
- 京都府の公立については、全体として、24,394件で、前年度より1,976件減少している。
- いじめの態様については、小・中・高・特別支援ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」が続き、全国と同じ傾向が見られる。
- いじめの解消状況について、今回の調査結果で「解消しているもの」の割合が京都府では合計82.5%と前年度より10.8ポイント低くなったが、いじめの解消については、国の方針に沿って慎重かつ継続的な見守り活動を行っていることを示す数字であると理解している。
- 不登校の小中学校の児童生徒数について、京都府の国公立全体では前年度より小・中合わせて72人増加している。千人当たりの不登校児童生徒数は、13.7人で、全国の平均と比べると若干低くなっている。
- 公立学校全体では2,519人で前年度より44人増加している。その内訳を見ると、小学校634人、中学校1,885人となっている。
- 不登校の要因について、まず小学校では、本人にかかる要因として、高い順から、「学校における人間関係に課題を抱えている」が29.2%、「不安の傾向がある」が27.9%となっている。
- 次に中学校については、本人にかかる要因として、高い順から、「不安の傾向がある」が28.4%、「無気力の傾向がある」が25.8%となっている。
- 不登校児童生徒への指導結果の状況について、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合は、小・中学校の合計で28.3%と全国の25.3%を上回っている。
- 不登校問題については、京都府のみならず、全国的に年々増加している喫緊の課題であり、それら不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じて、学びの場を提供する等の支援を行い、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指し、現在、当委員会でも、アクションプラン「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」を策定すべく、同問題に取り組んでいるところである。
- 京都府国公立全体の高等学校不登校生徒数については、866人で、前年度と比較して137人減少している。千人当たりの不登校生徒数は、12.1人で、全国平均と比べると低くなっている。
- 公立学校全体では425人で前年度より55人減少している。内訳を見ると、全日制281人、定時制144人となっている。
- 京都府国公立全体の高等学校中途退学者数については、750人で、前年度と比較して16人増加している。中退率は、1.0%で全国の平均と比べると低くなっている。

- 公立学校全体では329人で前年度より5人減少している。その内訳を見みると、全日制195人、定時制106人、通信制28人となっている。

【質疑応答】

- 上原委員

幼稚園でも反射的に手が出る子はいる。それを幼稚園、保育所の中に先生が直そうとはしているが、そういう子が小学校に上がって、暴力行為になっているのかもしれない。原因を掘り下げないとなかなか改善できないと思うが、幼保小の連携で改善できる部分があるのではないかと思っている。

京都の高校生の内、不登校の生徒は何パーセントいるのか。

- 前川教育監

1. 21%である。

- 平塚委員

暴力行為の中でも対教師暴力が増えているという特色が見られるので、その部分にももう少し焦点を当てた方がよいのではないか。いじめについては、直接的な暴力は減っていき、ネット上でのいじめが増えてくると思う。不登校については、小学校から中学校へ上がる際に多くなっているのだから、注意していただきたい。

- 千委員

対教師暴力は小中と比べると高校では少ないが何か理由があるのか。

- 前川教育監

具体的な調査ではなく感覚ではあるが、中学2年生の三学期くらいから大人になってくる。高校生と小中学生では言葉の理解力や倫理観などに差があるため、中学生までの暴力件数と高校生の暴力件数には明らかに違いが生じる。発達段階の差が一番大きな原因であると感じる。

- 橋本教育長

小学校での対教師暴力は教員側にも問題があるのかもしれない。今は特に小学校の教員が若返りしており、子どもとどんな距離をとって指導していくかという経験が浅いという問題が一つあるかもしれない。現場の意見では発達障害を伴う子どもたちが暴力を振るうという話もある。これは通級指導等を通じて改善しているところもある。小学校で暴力行為が増えたから中学校でも増えるとは限らず、中学の生徒指導体制の中で改善される部分もある。暴力行為の低年齢化の傾向はかなり問題であり、更なる分析も必要である。

エ 教育職員免許状の取上げに係る聴聞について【非公開】

オ 京都府立の中学校における教科用図書の採択について

カ 府立高等学校教科用図書の採択について

キ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【細野指導部長の報告】（報告事項オからカまで一括）

- 公立学校で使用する教科書の採択については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会の権限となっているため、府立学校の採択権者は京都府教育委員会となっている。
- 採択に当たっては、各府立学校で「教科書の調査研究」をし、その選定結果を推薦という形でいただき、府教育委員会で、各学校長から推薦された教科書について、審査をし、採択を行うことになる。
- 府立中学校で使用する教科書について、今回中学校で新たに採択される教科書は平成31年度から教科化される「特別の教科道徳」と、今年開校した南陽高等学校附属中学校の「公民」である。
- 南陽高等学校附属中学校では2年生から「公民」の教科書を使用した授業を開始するので、今年度に採択することになるが、それ以外の教科については、同一の教科書を4年間採択することになるので昨年度と同じ教科書を採択した。
- 今回の各附属中学校の教科書採択に当たっては、6月14日に開催した京都府教科用図書選定審議会において、高等学校の教育課程との連携に注意するなど、中高一貫教育のねらいを十分踏まえ採択することという答申をいただいております。この答申に基づいて、各附属中学校から自校の教育目標や教育課程の特色等を考慮し、推薦された教科書を、学校教育課が調査をおこない、別添一覧のとおり採択した。
- 府立高校については、「平成31年度使用教科用図書の採択状況について」にあるように、平成31年度使用の教科書は、文部科学省の「平成31年度使用高等学校用教科書目録」に記載されている教科書から選定することになる。
- 平成28年度から31年度の入学生については、基本的に平成21年度の学習指導要領に基づいて編集されたもの、これを「第1部」と呼んでいるが、この中から選定することになる。
- ただし、一部の科目において検定済み教科書が発行されていないこともあり、その場合には、旧の学習指導要領、前回平成11年度の学習指導要領に基づくものを「第2部」、さらにそれ以前のを「第3部」と呼んでおり、それに基づいた教科書から選定しなければならない場合もある。
- 次に、採択の手続きについては、まず、府教育委員会から高等学校長へ推薦等についての通知等を行うとともに、学校向けの説明会等を開催し、各高等学校校長は「教科書の調査研究」をし、来年度使用を希望する教科書を選定することとなる。
- 特に、適正で公正な推薦が行われることが肝要であるため、毎年、年度当初に「府立高等学校教科用図書採択に関する基本方針及び留意事項について」を全校に通知し、各担当者への説明会において再度徹底して説明を行っている。
- これらの手続きを経て、採択した平成31年度に各高等学校において使用する教科書を一覧にまとめている。
- 最後に特別支援学校で使用する教科書については、「文部科学省の検定済の教科書」以外に「文部科学省が著作の名義を有する教科書」、「絵本、図鑑などの書店で販売されている一般図書」の3種類がある。
- 障害の程度が軽度である児童生徒は「文部科学省の検定済の教科書」や下学年用の教科書を使用し、障害の程度が重度の場合、「文部科学省において著作・編集された特別支援学校用の教科書」を使用する。
- 教科書の表紙の星印の数が難易度を表しており、星印が多いほど難易度が高くなる。
- それらの教科書の使用がさらに適当でない場合は児童生徒の状況に合わせた

「教科書以外の図書、一般図書」を使用する。

- 一般図書は、京都府教育委員会が教科用図書選定審議会に諮問の上、選定のための資料を作成し、各校では資料を参考に教科書を選定している。今年度の採択の状況については、記載のとおりである。

【質疑応答】（報告事項オからカまで一括）

- 小畑委員

特別支援学校以外の教科書は、すべて検定済みから選ぶのに教育委員会が審査する必要があるのか。教育委員会としてはどういう視点で審査、判断をするのか。

- 立久井指導部理事

高校では、去年使っていたのがどうだったのかとか新しいものがでていないかということを担当の指導主事が徹底的に調べる。今年度は差し替えがなかったが、年によってはもう一つ新しい教科書があるはずだというようなことで指導し、差し替えをする事もある。

- 橋本教育長

府立に関しては、教育委員会事務局として審査、採択の手続きをした上で、教育委員会に報告する形である。

傾向は校種によってそれぞれ違う。中学の場合は選びようがないためあまり差がない。高校の場合は入学生の質が違うためそれに応じたグレードの差が教科書にある。さらに特別支援学校については、教科書以外の一般図書の利用が非常に幅広くある。

ク 京都府スポーツ推進審議会委員の公募について

ケ 京都府社会教育委員の公募について

コ 京都府立図書館協議会委員の公募について

【細野指導部長の報告】（報告事項クからコまで一括）

- 現公募委員について、今年度末で2年間の任期が満了することから、この度、平成31年度からの委員の募集を行うものである。
- スポーツ推進審議会委員については、20名中2名を公募しており、公募の委員からは、これまでのスポーツ振興の実践に基づく貴重な御意見をいただき、スポーツ推進審議会の活性化に繋がっているところである。
- 応募期間は、11月20日から12月20日までとし、選考については、選考委員会を設置し、書類及び面接により適切に候補者を選考したいと考えている。
- 京都府社会教育委員については、15名中2名を公募しており、公募委員からは社会教育活動の推進に向けて、幅広く御意見をいただいているところである。
- 応募期間、選考等については、スポーツ推進審議会委員の公募と同様としている。
- 京都府立図書館協議会委員については、10名中1名を公募しており、平成28年3月に策定した『府立図書館サービス計画』の推進に関し御意見をいただき、図書館機能の充実や府民サービスの向上に繋げようとするものである。
- 応募期間、選考等については、スポーツ推進審議会委員、社会教育委員の公募と同様としている。

- いずれも委員の人選について選考委員会で検討し、3月開催の教育委員会において、他の委員と併せて御審議いただきたいと考えている。

サ オーストラリア連邦クイーンズランド州教育訓練省との協力協定の延長について

【立久井指導部理事の報告】

- 本府においては、府立高校「海外サテライト校」の受け入れ先の1つとして連携を図ってきた経過から、平成28年11月14日にクイーンズランド州と協力協定を結んでいる。
- この度11月13日に2年間の有効期限が切れることから、2021年12月31日までの約3年間の協力協定の延長をし、引き続き文化的、教育的観点から交流を続けることとしている。
- なお、この間、クイーンズランド州とは「2の協力内容」にあるように、府立高校「海外サテライト校」として生徒を派遣するとともに、クイーンズランド州で日本語を学ぶ生徒が参加するSTEM研修の一環として研修を履修している生徒によるSTEM訪日団の受入を実施しているところである。
- 次に、姉妹校提携を結んでいる府立高校の現状を報告する。
- これまでは、園部高校や鴨沂高校などの5校が海外の学校と姉妹校提携を結んでいたが、今年の9月20日に中国寧波市の副市長をはじめとした行政団が乙訓高校を訪れ、乙訓高校と効実中学校との姉妹校提携が結ばれたところである。
- 今後、両校では、テレビ会議システムを通じて意見交換したり、絵画等の作品を交流したりする事が予定されている。

(4) 議決事項

ア 第37号議案 平成31年度教職員人事異動方針について

【西村管理部長の報告】

- 昨年度の人事異動方針との対照比較をすると、昨年度は、学習指導要領の改訂が順次進められており、そういう文言があったが、高等学校も含めて、全て示されたので、文言整理を図った。
- また、3月に策定した教員の資質能力の向上に関する指標にあわせて、文言整理を図ったところである。
- 記書きの1は、教育効果をさらに高めるためという言い方を、新学習指導要領への対応、高大接続対応、いじめの対応、不登校の対応、貧困への対応など多様な課題が学校にはあり、そうした新たな教育課題に的確に対応するために表現を変えている。
- 記書きの2については昨年度と変更なし。
- 記書きの3は、教職員の大量退職・大量採用時代においてという文言を付けていたが、長年続いていることなので修正し、豊富な教育経験だけではなく、大学への研修、企業への研修、行政機関への異動などの多様な経験をすることによって、教職員は伸びていくという考えに立ち、表現を変えた。そして、資質能力の向上に関する指標にあわせて、キャリアステージに応じた資質能力の向上を図るための推進とした。
- 昨年度は新規採用職員も含めと書いてあるが、当然であるので、文言整理を

して、年齢構成に配慮した配置というように変えた。

- 具体的にどうするかというところは、小・中・義務教育学校教職員人事異動実施要綱で定める。
- 変更点については、「3 異動基準」の(1)管理職人事の工のところ、特に管理職になる方は、同じ学校に長くいるのではなく、行政経験も含めて、いろんな経験をしていただいて、視野を広げていただく事が重要だということで行政機関での経験ということを加えて、努めるという表現を積極的に推進するとし、意思を明確にした。
- また、「4 留意事項」の発令日については、内示は発令日の二週間前としているのだが、日曜とかを挟む場合があり、そのため今回は17日前にしている。
- 府立学校教職員人事異動実施要綱の変更点は、小・中・義務教育学校教職員人事異動実施要綱と同じである。

【質疑応答】

○ 安藤委員

小学校はそれなりに人事異動がされていると感じるが、府立学校はそれほど人事異動がされていないと感じる。若手がない学校があったり、親子の教員がいたりとか、特色を重視している面はあるかもしれないが、もう少し人事を循環させた方がよいのではないかと思う。

○ 西村管理部長

府立学校については、部活動指導や工業科などの教科の関係もあり、なかなか異動しにくい事もあるが、いわゆる5教科の先生はできるだけ動かすよう取り組んでいる。以前は中学校と高等学校については、人事異動要綱に10年間を目途にという記載があったが、体罰事象が大阪で発生し、その後体罰への取り組みの中で、長期在職がよくないということで、10年から6年に変えたのだが、うまくいっていないところもある。多様な経験を積んで、さらに資質能力を高めていただくという考え方を校長先生方に理解をしてもらい、異動要綱に沿った人事異動ができるように進めていく。

○ 上原委員

異動を断ることはできるのか。

○ 西村管理部長

教職員個々の意向を把握し、確認した上で異動してもらっている。機械的に異動させてもモチベーションを下げてしまい、児童生徒への教育に影響してはダメなので出来る限り理解をもらい異動させている状況である。

[原案どおり可決]

イ 第38号議案 教育職員免許状の取上げ処分について【非公開】

[原案どおり可決]

ウ 第39号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

エ 第40号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

オ 第41号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

カ 第42号議案 中学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

キ 第43号議案 府立学校教職員の分限処分について【非公開】

[原案どおり可決]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項エ及び議決事項イからキまでについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

